

## 総合メディカルグループ 人権方針

総合メディカルグループは、「よい医療を支え、よりよい社会づくりへの貢献」を社是として掲げており、医療のさまざまな社会的課題の解決に取り組むことで、よい医療を未来へつないでいく役割を担っています。わたしたちは社是の実現に向けて、社員・お客さま・株主など総合メディカルグループに関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重することが、企業活動の根幹として不可欠であると認識し、以下の方針を定めます。

### 1. 基本方針

総合メディカルグループは、「国際人権章典<sup>※1</sup>」、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言<sup>※2</sup>」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則<sup>※3</sup>」を踏まえ、これらに表明されている人権尊重が重要な社会的責任であることを認識し、国際規範を遵守した人権尊重を推進します。また、総合メディカルグループは、事業活動を行う国や地域において適用される法令や規制を遵守します。事業活動を行う国や地域の法規制と国際的な人権規範が相反する場合は、国際的な人権規範を最大限尊重する方法を追求します。

### 2. 適用範囲

本方針は、総合メディカルグループのすべての役員・社員等に対し適用されます。また、総合メディカルグループのお取引先をはじめとするビジネスパートナーに対して、本方針の支持と実践を期待します。

### 3. 人権デュー・ディリジェンス

総合メディカルグループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を認識し、サプライチェーンを含むすべての事業活動における人権に対する負の影響を特定、評価し、それを防止または低減するためにデュー・ディリジェンス<sup>※4</sup>を実施します。

### 4. 教育

総合メディカルグループは、本方針がすべての役員・社員等に浸透するよう、適切な教育と研修を継続的に実施します。

## 5. 是正と救済

総合メディカルグループは、わたしたちの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組みます。また、人権への負の影響を受けた個人および地域社会が利用できる相談窓口などの実効的な救済システムを構築し、適切な対話と手続きのもと、その救済に取り組みます。

## 6. ステークホルダーとの対話や協議

総合メディカルグループは、人権尊重の取り組みの向上と改善に向け関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

## 7. 事業活動に関わる主な人権課題

総合メディカルグループは、事業活動に関わる主な人権課題として以下を認識しています。

### (1) 差別

わたしたちは、人種・国籍・信条・性別・年齢・社会的身分・出身地・疾病・障がい・性的指向などに差別を行いません。

### (2) 非人道的な扱い

わたしたちは、身体的・精神的な虐待、ハラスメント行為を含むあらゆる非人道的な扱いを禁止します。

### (3) 労働安全衛生

わたしたちは、安全で衛生的な労働環境を提供し、社員一人ひとりが心身ともに健康に活躍できる職場づくりを行います。

### (4) 結社の自由と団体交渉権

わたしたちは、労使間で建設的な対話を行うための社員の団結権及び団体交渉権を尊重します。労働組合が結成されていない場合も、社員一人ひとりまたはその代表者との誠実な対話により、健全な労使関係を構築します。

### (5) 労働時間と賃金

わたしたちは、社員の労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理します。賃金からの不当な控除を禁止し、最低賃金を上回る賃金を支払います。また、過剰な長時間労働の防止、適切な休憩および休暇の確保、柔軟な働き方を実現します。

### (6) ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

わたしたちは、「社員の豊かな人生を願い、社員とともに成長します」を社訓の一つとして掲げています。多様な価値観や個性を持つすべての社員が尊重され、公平な機会のもと、社員一人ひとりが能力を最大限発揮できる仕組みづくりや、ライフスタイルにあわせた多様な働き方を支援します。

本方針の実行については、ESG 管掌役員が責任を負うものとします。また、本方針は、社会の変化・関連法令の改正・事業活動の変動等に合わせて、毎年見直しを行い、必要に応じて更新するものとします。

本方針は、総合メディカルグループ株式会社の取締役会において承認されました。

2025 年 11 月 25 日制定  
総合メディカルグループ株式会社  
代表取締役社長 多田 荘一郎

※1 国連で採択された「世界人権宣言」と「国際人権規約（社会権規約・自由権規約）」の通称

【世界人権宣言 第 1 条】「すべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」

【世界人権宣言 第 2 条 1】「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」

※2 国際労働機関（ILO）が定めた以下 5 分野に対しての中核的労働基準

(1)強制労働廃止 (2)児童労働撤廃 (3)結社の自由&団体交渉権 (4)差別排除 (5)安全で健康な労働環境

※3 国連が策定した「あらゆる国家と企業に、人権の保護・尊重への取組を促す」原則

【企業が実践すべき事項】(1)人権方針の策定 (2)人権デュー・ディリジェンス (3)苦情処理メカニズムの構築

※4 サプライチェーンを含めた事業活動の人権侵害リスクを特定・評価し、予防や対策を講じること

## 改訂履歴

制定・改訂日	適用開始日	改訂内容
2025 年 11 月 25 日	同左	制定
2026 年 3 月 31 日	同左	責任の所在の明確化、審査メカニズム（本方針見直しの具体的な更新費度）の追加